

○長崎大学部局長選考規則

平成16年4月1日

規則第30号

改正 平成17年3月31日規則第25号

平成18年3月28日規則第14号

平成18年12月22日規則第48号

平成19年4月27日規則第22号

平成19年6月22日規則第28号

平成20年1月25日規則第2号

平成21年3月27日規則第7号

平成22年4月6日規則第24号

平成23年1月25日規則第1号

平成24年2月7日規則第4号

平成25年3月26日規則第5号

平成26年3月28日規則第12号

平成27年3月27日規則第12号

平成30年3月26日規則第8号

平成30年5月30日規則第25号

令和2年4月1日規則第20号

令和4年3月29日規則第24号

令和4年9月30日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第41条第4項の規定に基づき、部局長の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局長」とは、学部長、研究科長、学環長、熱帯医学研究所長、原爆後障害医療研究所長、高度感染症研究センター長、病院長及び附属図書館長をいう。

(選考の事由及び任命)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、部局長（多文化社会学部長、情報データ科学部長、工学部長、多文化社会学研究科長、教育学研究科長、経済学研究科長、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長、プラネタリーヘルス学環長、高度感染症研究センター長

及び病院長を除く。)を選考し、任命する。

- (1) 部局長の任期が満了するとき。
- (2) 部局長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部局長が欠員となったとき。
- (4) 部局長が解任されたとき。

2 学長は、前項各号に掲げる事由に該当する場合に、多文化社会学部長、情報データ科学部長、多文化社会学研究科長、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長、プラネタリーヘルス学環長又は高度感染症研究センター長を指名し、任命する。

(選考及び指名の時期)

第4条 部局長(工学部長、教育学研究科長、経済学研究科長及び病院長を除く。)の選考及び指名は、前条第1項第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同項第2号から第4号までに該当する場合は速やかに行う。

(部局長の資格)

第5条 部局長(多文化社会学部長、情報データ科学部長、工学部長、多文化社会学研究科長、教育学研究科長、経済学研究科長、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長、プラネタリーヘルス学環長、高度感染症研究センター長及び病院長を除く。)となることのできる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学部長は、当該学部の教授会構成員の教授(教授予定者を含む。以下同じ。)
- (2) 工学研究科長は、工学研究科の専任の教授
- (3) 水産・環境科学総合研究科長は、水産・環境科学総合研究科の専任の教授
- (4) 医歯薬学総合研究科長は、医歯薬学総合研究科の専任の教授及び協力講座の教授
- (5) 熱帯医学研究所長は、熱帯医学研究所の専任の教授
- (6) 原爆後障害医療研究所長は、原爆後障害医療研究所の専任の教授
- (7) 附属図書館長は、本学の専任の教授

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、前項の教授以外の者を部局長とすることができる。

(候補者の推薦等)

第6条 学長は、部局長(多文化社会学部長、情報データ科学部長、工学部長、多文化社会学研究科長、教育学研究科長、経済学研究科長、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長、プラネタリーヘルス学環長、高度感染症研究センター長、病院長及び附属図書館長を除く。)の選考に当たり、次に掲げる部局運営会議に候補者の推薦を求めるものとする。

- (1) 学部長は、当該学部の部局運営会議
 - (2) 研究科長は、当該研究科の部局運営会議
 - (3) 所長は、当該附置研究所の部局運営会議
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、特に必要があると認めるときは、部局長（多文化社会学部長、情報データ科学部長、工学部長、多文化社会学研究科長、教育学研究科長、経済学研究科長、熱帯医学・グローバルヘルス研究科長、プラネタリーヘルス学環長、高度感染症研究センター長及び病院長を除く。）を指名することができる。この場合において、学長は、指名しようとする候補者について、前項各号に掲げる部局運営会議に意見を求めるものとする。
- 3 学長は、附属図書館長の選考に当たり、理事及び部局長（工学部長、教育学研究科長及び経済学研究科長を除く。）に候補者の推薦を求めることができる。

（候補適任者の選出及び所信表明並びに候補者の決定）

第7条 部局運営会議は、候補者の推薦を求められたときは、別に定めるところにより、原則として、あらかじめ複数の候補適任者を選出するものとする。

- 2 前項の規定により選出された候補適任者は、別に定めるところにより、所信表明を行うものとする。
- 3 部局運営会議は、前項の候補適任者のうちから候補者を決定したときは、選考過程に関する資料（順位に関する資料を含む。）を付し、速やかに学長に推薦しなければならない。
- 4 前項の場合において、部局運営会議は、原則として複数の候補者を学長に推薦しなければならない。

（任期）

第8条 部局長の任期は、2年とする。ただし、任命の日が年度の途中である場合の部局長の任期は、任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

- 2 部局長は、再任されることができる。

（選考及び任期の特例）

第8条の2 第3条から前条までの規定にかかわらず、学長は、長崎大学における教員の任期に関する規則（平成16年規則第33号）の規定により付された教授の任期の終期が到来することにより任命した部局長の任期を前条第1項に規定する期間（以下「所定の任期」という。）に満たないこととした場合であって、当該者を同規則の規定により再任したときは、所定の任期による期間から当該再任の直前の部局長として在任した期間を減じた期間に相当する期間を任期として当該者を再び部局長に任命するものとする。

(工学部長等の選考)

第8条の3 部局長のうち、工学部長は工学研究科長を、教育学研究科長は教育学部長を、経済学研究科長は経済学部長をもって充てる。

(病院長の選考)

第8条の4 部局長のうち、病院長は、長崎大学病院長候補者選考会議の審査結果を踏まえて学長が選考し、任命する。

2 病院長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(解任)

第8条の5 学長は、部局長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、役員会の議を経て当該部局長を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の重大な義務違反があるとき。

(3) 学長が部局長たるに適しないと認めるとき。

2 学長は、部局長を解任したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、部局長の選考等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 学長は、この規則の施行の日において、この規則の施行の際現に旧規則（長崎大学学部長選考規則（昭和28年7月1日制定）又は長崎大学部局長選考規則（平成12年規則第6号）をいう。以下同じ。）に基づく部局長の職にある者を、この規則に基づき選考された部局長として任命するものとする。

3 学長は、この規則の施行の日において、旧規則に基づき選考され、この規則の施行の日から任期が始まる部局長を、この規則に基づき選考された部局長として任命するものとする。

4 第2項の規定により任命される部局長の任期は、第8条の規定にかかわらず、旧規則に基づき付された任期の残任期間と同一の期間とする。

5 医療技術短期大学部部長の選考、任期等については、本則の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

6 平成19年7月1日に任命される経済学部長の任期は、第8条第1項本文の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成17年3月31日規則第25号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日規則第48号）

この規則は、平成18年12月22日から施行する。

附 則（平成19年4月27日規則第22号）

この規則は、平成19年4月27日から施行する。

附 則（平成19年6月22日規則第28号）

この規則は、平成19年6月22日から施行し、改正後の長崎大学部局長選考規則第8条第1項ただし書の規定は、平成19年7月2日以後に任命される部局長から適用する。

附 則（平成20年1月25日規則第2号）

この規則は、平成20年1月25日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月6日規則第24号）

この規則は、平成22年4月6日から施行する。

附 則（平成23年1月25日規則第1号）

改正 平成24年2月7日規則第4号

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院工学研究科初代研究科長の選考に関する要項(平成22年11月29日学長裁定)により選考された工学研究科長及び長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科初代研究科長の選考に関する要項(平成22年11月29日学長裁定)により選考された水産・環境科学総合研究科長は、改正後の長崎大学部局長選考規則の規定に基づき選考されたものとみなす。
- 3 生産科学研究科長は、改正後の長崎大学部局長選考規則の規定にかかわらず、生産科学研究科が存続する間、学長が指名する工学研究科長又は水産・環境科学総合研究科長をもって充てる。

附 則（平成24年2月7日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学原爆後障害医療研究所の初代研究所長の選考に関する要項(平成25年1月28日学長裁定)により選考された原爆後障害医療研究所長は、改正後の長崎大学部局長選考規則の規定に基づき選考されたものとみなす。

附 則 (平成26年3月28日規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月30日規則第25号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日規則第24号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日規則第42号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。